

各位

緊急事態宣言等の発令に伴う当社の損害保険業務運営について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス対策につきましては、4月7日に政府が7都府県に対して緊急事態宣言を発出し、4月10日には愛知県・岐阜県・三重県においても独自に宣言が発出されたことを受け、当社(代理店)は下記のと通りの損害保険業務運営にて対応させていただくこととしましたので、ご案内いたします。

各位におかれましては、ご不便・ご迷惑を掛けぬよう最大限の対応を行う所存でありますので、何卒ご理解とご協力のほど、よろしく願いいたします。

記

1 当社のお客さま対応

- (1) 在宅勤務に伴い店舗に出社する人数を限定し、損害保険業務運営を継続いたします。
- (2) お客さまとの対面での面談は原則控えさせていただき、電話・郵送での対応とさせていただきます。

2 対象期間

4月15日(水)から政府および関係自治体による緊急事態宣言等の解除まで

3 保険会社へのお問い合わせ

当社(代理店)【連絡先番号 0120-232-492】と連絡が取れず、緊急を要するお問い合わせの際は、以下にご連絡ください。

保険会社	電話番号	営業時間(平日)	営業時間(土日祝)
三井住友海上	0120-632-277	9:00~17:00	—
東京海上火災日動	0120-691-300	9:00~17:00	9:00~17:00
あいおいニッセイ 同和損保	0120-101-101	9:00~17:00	9:00~17:00
損保ジャパン	0120-238-381	9:00~17:00	—

※営業時間は今後変更となる可能性があります。また、電話がつながりにくい時間帯もありますことをご了承願います。

なお、事故にあわれた際の連絡先は以下のとおりです。

保険会社	自動車	自動車以外	生協団体
三井住友海上	0120-258-365	0120-258-189	※0120-819-069
東京海上火災日動	0120-119-110	0120-119-110	—
あいおいニッセイ 同和損保	0120-024-024	0120-985-024	—
損保ジャパン	0120-256-110	0120-727-110	—

※三井住友海上の上記連絡先のうち、「生協団体」へつながらない場合は、「自動車」の「0120-258-365」へご連絡願います。

以上